

午後 0時58分 再開

○五十嵐吉也委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

総括質疑を続行いたします。

ご質疑ございませんか。

齋藤委員。

○齋藤仁一委員 それでは、まず7、財政運営についてということでお尋ねをいたします。

2017年度決算において、経常収支比率が93%になりました。私自身もやはりこのことに危機感を覚えております。今回はこの比率の算出方法が変更されたことを考慮しても高い比率であり、財政の硬直化が進んでいると見ています。

この決算特別委員会では、繰り替え運用について議論いたしました。資料をいただいておりますけれども、4月、5月の繰りかえ運用というようなことは理解できるとしても、例えば年度最終の1月17日から3月いっぱい、2月から3月いっぱい、3月19日から3月いっぱいというようなことでの繰りかえ運用については、12月議会までには交付税等が確定されるわけでありましてけれども、このことについてはどうも理解ができないと思っております。

この議論の後に、利率のことについては議論をいたしましたけれども、財政調整基金、減債基金ともに市の基金であるわけですが、そこから借り入れをすると利率が生じる。これは繰り替え運用する場合の規定というものが有りますから、そういう運用によってこの利率が生じるんだと思うんですが、ただ、普通に考えれば、自分のところの基金であるわけですから、それを引き出して繰り替え運用に使ったからといって、利率が生じるなんていうのは普通ならあり得ないことだと思って、なぜこうなのかと。

このことについてはお尋ねはしませんけれども、いわゆる1月から3月までの繰り替え運用についてということで、市長の見解を伺いたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お答えをいたします。

当該年度に収入予定する現金については、歳入予算において当該年度に見込み得る額を計上しております。しかし、執行においては、その収入の時期はさまざまでありまして、地方交付税や交付金のようにある程度収入できる時期を予定できるものもありますが、ほとんどの場合はそうでないということでありまして、そのため歳出予算に係る事業の支払いのため歳計現金が不足することが予測され、支払いに充てる現金として一時的に基金残高の多い財政調整基金や減債基金から歳計現金に繰り替えして支払いに充てることとしております。

このような中で、繰り替え運用を行ってきたところではありますが、財政運営上から見ても、そういう意味では危機があるということで弾力性がないということではないのではないかということ

ございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○五十嵐吉也委員長 齋藤委員。

○齋藤仁一委員 これは、市長の見解を伺ったので、市長の見解と私の見解が違ふというようなことで理解をしておきたいと思ひんですが、ただ、いずれにしても、この繰り替え運用については、我々の議会には全然かからないわけですね。かかるのは一時金借り入れの額30億円だったと思ひますが、そのことがかかってくるわけですね。これは議論をいたしましたけれども、30億円については、確かに利率が高くなるので、なかなかそれは使えないんだというようなことであります。しかし、議会ではそれをよしとして認めたわけでありまますから、ある意味では、予算の流用だとか予備費の流用だとかというようなことと同じような感覚で、こちらに現金があるから運用しているんだというようなことだけではどうも話が済まないのではないかと捉えました。それは先ほど見解が違ふということなので、次に移っていきたく思ひます。

職員の条例定数についてということで、いわゆる定数管理について議論をいたしました。2017年度の職員数は510人、臨時職員及び嘱託職員数は342人ということで、職員といわゆる臨時職員の方々の比率というのが6対4であります。特別委員会の中で議論して、当局としても業務量はふえているんだと。そういう中で職員を増加する考えはないと。それで定員適正化計画にしがたって進めていくとの答弁でありました。現在、喜多方市の職員の条例定数というのは625人であります。このことについても、定数については上限の定数であるので変更する考えはないんだという答弁でしたが、条例定数とは余りにも乖離があるのではないかと。ぴったりにしろということをお願いののではなくて、やはりこの辺についても条例定数をどうしていくかというのは検討すべきだし、きちんと示すべきだと思ひますが、市長の見解を伺います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お答えをさせていただきます。

普通、地方公共団体の職員の定数は、地方自治法第172条第3項によりまして条例で定めることができるかとされておりますけれども、その基準等は定められておらず、各自治体が事務執行のために必要とされる職員の数を定めているものでございます。

本市におきましては、行政需要の急激な増加への対応や制度改正、組織改編などに対応するために、平成19年度以降職員定数条例の改正を行っておりませんが、職員数につきましては、定員適正化計画を策定し、適正な人員の確保、配置に努めているところでございます。今後につきましては、ただいまご意見もございましたけれども、社会情勢の変化や国の制度改正等の動き、さらには定員適正化計画との関係などを考慮し、どのように職員定数を定めることが適当なのか、その基準などについて調査研究を行い、職員定数条例の改正について検討してまいりたいと思ひます。

○五十嵐吉也委員長 齋藤委員。

○齋藤仁一委員 市長から今ほど答弁いただきました。合併して以降、これについては全然定数は変わっていないわけでありますけれども、ただ、市民との約束の中では議員を削減する、それで首長たちも削減すると。そして、職員も削減するんだということでの定員適正化計画があって、この条例には全然触れてこられなかったと思います。やはりここで625のままでいくというのは、さかのぼったときの市民との約束事にも若干違和感があるのではないかと思うわけですので、今後ぜひそういう意味での検討を開始していただきたいと思います。

次に、職員の増と異動についてと書いてありますが、2017年度の決算で職員の超過勤務実態が明らかになりました。私の質問で過労死ラインとなる1カ月80時間を超える超過勤務時間についてお尋ねをしたところ、衆議院選挙のときに1カ月200時間を超えると。それで、1人の3月の税申告時の161時間という実態がありました。全体での超過勤務実態でも3年間の統計が出ておりましたけれども、平成27年度が5万255時間、平成29年度が6万8,014時間、人員でも平成27年度は3,930人から平成29年度は4,992人と1,000人ほどふえているわけです。

こういうようなことを考えていくと、実態としては、先ほど市が認識されているように業務量がふえている、慢性的な人員不足になっているのではないかと思うんですね。そして、決算特別委員会での議論のやりとりでは、仕事量の平準化、先ほども併任制だとかということが出ていましたけれども、平準化を図り軽減に努める等の答弁をいただいております。しかし、職員の人事異動を見ますと、一、二年での異動が多く、いわゆる仕事に精通した職員がいなくなってしまうということも含めて、そして、仕事に精通する職員にしわ寄せがいつてしまっているのではないかと見ています。

そこで、今後、定員適正化計画の中では同程度のレベルの人員を確保していきたいという答弁でありましたけれども、職員増ということと人事異動ということについての市長の見解を伺います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お答えを申し上げます。

職員数につきましては、これまでお話がありました定員適正化計画に基づきまして必要な人員の確保に努めるとともに、組織の改編や事務事業の見直しなどによりまして組織のスリム化、事業の効率化などを図ってきたところであります。最近では、総合戦略による地方創生の事業や大規模な事業が続いていることから業務量が増加し、職員の負担も増しているものと認識いたしております。このため、第4次定員適正化計画では、これ以上の職員削減を行わないで今日まで来たわけでありましたが、ないとしたものでありますが、計画期間である5年間においては、事務事業の状況に応じて職員数を増減させる計画といたしております。今後につきましても、行政需要や業務量などを見きわめながら必要な人員の確保に努めるとともに、一層の業務の効率化、そしてお話がございましたように平準化などによりまして職員の超過勤務の縮減を図ってまいりたいと思う次第であ

ります。

また、もう一つのご質問であります。職員の数の増と異動についてでございますけれども、人事異動につきましては、政策的な事業や重点施策等を一層推進する観点から組織全体のバランスを考慮するとともに、適材適所の配置や職員に能力発揮の機会を与えるため挑戦意欲を持つ者の登用、さらには、配置転換による継続的な人材の育成を図るための定期的なジョブローテーションの考えに基づきまして人事異動を行っているところであります。しかしながら、定年などによる部課長等の退職に伴う人事異動によりまして、昇格に伴うポストへの配置や組織全体のバランスなどを考慮する必要があるため、やむを得ず短い年数で異動となる場合も確かにあるかと存じます。今後も人事異動に当たっては効率的な、そして働きがいがあるような適切な職員の配置に努めてまいりたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 齋藤委員。

○齋藤仁一委員 ありがとうございます。

先ほどいわゆる過労死時間、80時間を超えるということで申し上げました。市長もイクボス宣言をされてバッジをつけておられるわけですが、もちろんそれも大事だと思いますが、やはり職員の方々の健康管理を考えた場合、やはりこういう現実、過労死ラインを超えるような働き方、それは職員一人一人に求めるのではなくて、やはり課全体で考えなければいけないだろうと思っています。特に、部課長さんたちは、いわゆる超過勤務の命令簿に判こを押すだけではなくて、職員がそれだけやっているとすれば、部課長も残って一緒にやらざるを得ないような状況になっているのではないかと私は思います。そんなことも含めて、今後働き方も含めてぜひ改革していただきたいと思います。

次の地域公共交通の再編について伺います。

地域公共交通網の整備については、合併後、議会と市はいろいろ議論をしながら鋭意努力をされて、予約型の公共交通網の整備を図ってきたと私も認識をしております。特に、予約型公共交通では、市内14のエリアを設定して市民の足の確保を図ってこられました。2017年度の結果を見て、それぞれのエリアの1人当たりの運行経費というのを算出してみました。高い順番では、塩川西エリアの21万何がし、次に、関柴エリアの16万5,000円くらい、それから山都の朝倉・一郷エリアが4万8,000何がし、揚津エリアが3万1,000何がし、磐見エリアが1万7,000と続いております。低い順番では、慶徳エリアが1,400円台、熊倉エリアが1,800円台、熱塩エリアが2,000円台、岩月エリアが2,400円台というふうになってばらばらであります。

特別委員会で担当課は、今後も予約型の公共交通を中心に見直しを図っていく、再編をしていくんだという答弁でありました。しかし、このいわゆる利用頻度の低いエリアの予約型の形が果たして適切なのかどうかも含めて、あり方も含めて私は見直しを図るべきではないのかと考えておりますけれども、市長の見解を伺います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お答えを申し上げます。

お示しをいただきました市内の14ルートそれぞれの金額が大幅に違うということも含めて、ご答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、地域公共交通の再編についてでございますけれども、予約型乗合交通の運行を初めとする公共交通の確保は、市民、特に高齢者等の交通弱者が自分の住んでいる地域に安心して住み続けられるように、通勤・通学・通院・買い物などの日常生活を支える移動手段として必要で欠かすことのできない機能でございます、重要な施策であると認識をいたしております。

本市では、ご紹介ありましたように、平成29年6月に喜多方市地域公共交通網の形成計画を策定し、現在、そのアクションプログラムとなる地域交通の再編実施計画の策定を進めているところでございます。実施計画の策定に当たりましては、市民アンケート調査などを実施し、市民の利用実態ニーズを踏まえ公共交通の利便性の向上を図るとともに、利用率の向上による運行収入の確保と運行経費の削減、そして将来的に持続可能な公共の交通網の構築に向けて、お話がございましたことも含めて検討を進めてまいりたいと思っております。

○五十嵐吉也委員長 齋藤委員。

○齋藤仁一委員 それでは、次の18の三ノ倉高原花畑としだれ桜並木道の事業でのいわゆる財源確保、それから維持管理についてお尋ねをいたします。

2017年度決算では、三ノ倉高原花畑事業では事業費が2万8,000幾らか、委託料が2,500万円ほどで合計で約5,400万円となっていました。そして、98万3,000何がしの協力金を得たという結果でありました。また、しだれ桜並木道関係では事業費が1,290万円ほど、委託料では1,250万円ほどですから合計で約2,500万円となっております。このことを考えても、先ほど市の実態というのは財政硬直化になりつつあるのではないかと、なっているのではないのかというご指摘を申し上げましたけれども、そういう観点からも、今後このそれぞれの事業での協力金の徴収については、もう考えなければいけない時期に至っているのではないかと。特に、しだれ桜並木道の維持管理については、市は今年、樹木医などの専門家をお願いをして具体的に1本1本丁寧な作業をされておられる。いわゆる維持管理をする、市の役割は、本当にあの光景をやはり1年でも長く多くの方々に見ていただけるような維持管理に特化してやっていかなければいけないのではないかと私は考えるわけですが、そういう意味でも協力金の徴収と維持管理について市として今後どう進めていかれるのか、市長の見解をお尋ねします。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） 2点のご質問がございました。

三ノ倉高原花畑事業につきましては、今年度より呼びかけによる協力金をお願いし、約332万円の協力金が集まりました。一定の成果が得られたところであり、次年度においてもより効果的な徴収方法の検討やしだれ桜も含めてふるさと納税、さらには近年よく言われております寄附型クラウドファンディングの活用なども調査研究の1つにしていまいりたいと思っている次第であります。

さらには、しだれ桜の維持管理等々についてでございますけれども、しだれ桜につきましては、しだれ桜の位置を示した全体図を作成し、樹木に精通した森の案内人等のアドバイスを得ながらしだれ桜1本ごとの調査を行うとともに、過度な剪定を行わないなど観光資源としての魅力の向上に配慮した維持管理を行っているわけであります。今後、さらにしだれ桜の魅力を高めるため、お話がございました樹木医や森の案内人等の専門的な方の意見とともに、市民の皆さん方からも広くご意見をお聞きしながら、多くの方々に今以上に愛される観光名所としてのしだれ桜並木になるような適正な維持管理等々に努めてまいりたいと思います。

入場料、使用料等については、ある意味では駐車場があつて駐車料金としますとほかに駐車された方から徴収できないということもございますので、公平公正な立場から観光客、おいでになった皆さん方がなるほどこういう方法もあるのかというものも含めて検討してまいりたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 齋藤委員。

○齋藤仁一委員 特に、しだれ桜のいわゆる維持管理については専門家の意見を聞くということと、市民の方々と交えて学んでいくというか、こういうふうになれば維持管理がきちんとできますよということも含めて、やはりやっていかなければいけないのではないかと。確かに道路が通っているわけですから通行する車の運転の方々には迷惑がかかるのかもしれないけれども、例えばあそこのしだれ桜に係るところについては、しだれ桜の道路なので市民の人たちに協力していただくというようなことも含めて、いわゆる維持管理のことを広く学ぶことによってそういう意識の高揚も図られるのではないかと思いますので、ぜひそのことには期待をしたいと思います。

最後の空き家対策についての推進体制の強化、これは先ほど申し上げた件と同じではありますけれども、議論させていただきました。そして、ここは認識は議会と当局も同じであります。空き家対策は本当に重要で喫緊の課題なのだということでもあります。そういう意味では、推進体制を考えるとやはり人的配置というのは一、二年で交代すべきではないだろうと考えています。先ほどと同じ意味合いもありますけれども、市長の見解を伺います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お答えをさせていただきます。

空き家対策につきましては、空き家の件数及び相談も年々増加しているというのが現状でございます。重要な政策課題だと認識いたしております。このことから、平成30年度より担当課の2つの係を統合し、班体制として職員間の情報の共有や連携により建築技術と住宅施策の両面から現状

把握と対策に取り組んでいるわけでございます。

今後とも効果的な空き家対策に取り組むため、さらに部局間の連携を推し進めるなど必要な体制を確保してまいりたいと思います。特に、2020年を契機といたしましてインバウンドのお客さんがそういった空き家とか従来の日本型の住宅を訪れてみたいという声が非常に多いという状況もございますので、それらも含めて体制の構築も含めて検討してまいりたいと思います。